

埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉南部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網（まち網を含む。以下同じ。）、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

| ア 漁具・漁法 | イ 規 模           |
|---------|-----------------|
| さ手網     | 間口1m未満          |
| 四つ手網    | 長辺3m未満          |
| 投網      | 円周20m未満         |
| 釣り      | 道糸3本以内、幅は3mの範囲内 |

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

| ア 魚 種 | イ 期 間 |
|-------|-------|
|-------|-------|

|  |  |
|--|--|
| あ ゆ  | 組合で定めて公表した日から<br>1 2 月 3 1 日まで                                 |
| ます類  | 3 月 1 日から 9 月 3 0 日まで<br>ただし、にじますは 1 月 1 日<br>から 1 2 月 3 1 日まで |
| うぐい、おいかわ、こい、ふな、う<br>なぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、<br>なまず | 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日ま<br>で                                    |

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

| ア 区 域                                  | イ 期 間                        |
|--|------------------------------|
| 新河岸川（川越市城下町、新城下橋から川越市石<br>原町、石原橋までの区域） | 1 月 1 日から 1<br>2 月 3 1 日まで   |
| 伊佐沼（川越市伊佐沼、舟のり入れ禁止標識から<br>北区域）         |                              |
| 黒目川（朝霞市浜崎、岡橋から朝霞市田島、花の<br>木橋までの区域）     | 1 0 月 1 日から<br>1 0 月 1 5 日まで |

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域において、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の上流 5 m から下流 5 m までの区域においては、遊漁をしてはならない。

(釣り専用区等)

第 6 条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

| ア 区 域   | イ 期 間                      |
|---|----------------------------|
| 荒川（志木市宗岡、秋ヶ瀬取水堰の上流 1 0 0 m<br>から下流 2 0 0 m までの区域） | 1 月 1 日から 1<br>2 月 3 1 日まで |
| 新河岸川（川越市下新河岸、旭橋から川越市城下<br>町、新城下橋までの区域）            |                            |
| 九十川（川越市南田島、木の目橋から上流 2 0 0<br>m までの区域）             |                            |
| びん沼川（さいたま市西区塚本町、砂塚橋から富<br>士見市南畑新田、南畑排水機場までの区域）    |                            |

|                               |               |
|-------------------------------|---------------|
| 新河岸川放水路（富士見市東大久保、三本木橋から上流の区域） |               |
| 丸堀（荒川、さいたま市西区西遊馬）             |               |
| 山王沼（さいたま市西区二ツ宮）               |               |
| 地蔵沼（さいたま市西区二ツ宮）               |               |
| 旧荒川（桶川市川田谷「川田谷沼」、標識から北地区）     | 毎月1日から毎月15日まで |
| 旧荒川（桶川市川田谷「川田谷沼」、標識から南地区）     | 毎月16日から毎月末日まで |

（全長制限）

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを遊漁をしてはならない。

| ア 魚 種 | イ 全 長                                      |
|-------|--|
| あ ゆ   | 10センチメートル、ただし、所沢市久米地先里橋から新座市大和田地先英橋の柳瀬川に限る |
| ます類   | 15センチメートル                                  |
| こ い   | 18センチメートル                                  |
| う な ぎ | 26センチメートル                                  |

（遊漁料の額及び納付の方法）

第8条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公表する組合指定取扱店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

| 遊漁承認証名 | 魚 種                | 漁具・漁法              | 期間 | 料金（円） |
|--------|--------------------|--------------------|----|-------|
| 甲 種    | 全魚種                | さ手網、四つ手網、投網、やす突、釣り | 1年 | 6,000 |
|        |                    |                    | 1日 | 2,000 |
| 乙 種    | 全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。 | 釣り                 | 1年 | 4,000 |
|        |                    |                    | 1日 | 600   |

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（県内共通遊漁料の額及び納付の方法）

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを

除く。)の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する組合指定取扱店において納付するものとする。なお、料金は消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

| 魚種                 | 漁具・漁法        | 遊漁承認証名 | 期間 | 料金(円) |
|--------------------|--------------|--------|----|-------|
| 全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。 | 釣り(リール釣りを除く) | 県内共通   | 1年 | 6,000 |

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名(期間を1年とする遊漁承認証に限る。)

(2) 承認期間

(3) 遊漁承認証名

(4) 発行者名

(5) その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第8条第1項及び第9条第1項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。